

むつ市議会第246回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）4番 東 健 而 議員

（2）9番 富 岡 直 哉 議員

（3）20番 浅 利 竹二郎 議員

（4）15番 佐 藤 広 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	村田	尚	代 監 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 会 長	畑中	政勝	農 委 員 会 長	坂本	正一
総務部長	吉田	真	総 務 部 事 長 長	千代谷	賀士子
総 務 部 民 生 市 一 推 進 監	坂野	かづみ	企 画 政 策 長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民 生 部 長	中村	久
福祉部長	須藤	勝広	健 づ く 康 推 進 部 長	中村	智郎
子 ども も い 長 み ぶ り 課 長 s m i l e s k i d s o f f i c e こ こ 長 に り つ 所	菅原	典子	経 済 部 長	立花	一雄
都 市 整 備 長	中里	敬	川 内 庁 舎 長	木下	尚一郎

大所 畑 庁 舎 管 理 計者	伊 藤 大 治 郎 野 藤 賀 範	協 野 沢 庁 舎 所 選 挙 管 委 員 局 事 務 局	工 藤 和 彦 木 村 善 弘
監事 査務 委員 局長	田 中 宏 司	農委 事務 局長 農委 事務 局長	金 浜 達 也
教 育 部 長	角 本 力	上 下 水 道 長	濱 谷 重 芳
総政 務 課 推 進 課 総 務	杉 澤 一 徳	民 政 推 進 課 環 境 課	杉 山 郷 史
健 康 部 つ 推 進 課 政 推 感 対 策 室	木 村 公 子	教 委 事 務 課 副 学 務 課	飯 田 一 彦
民 生 部 市 一 ツ 長 久 課	中 村 昭 男	健 康 部 つ 推 進 課 予 防 医 療	畑 中 美 雅
経 済 部 産 業 策 急 策 政 緊 対	小 林 睦 子	経 済 戦 略 課	池 田 雅 文
教 委 事 務 課 総 務	工 藤 大 介	教 委 事 務 課 学 務 課	佐 藤 充
総 務 課 主 幹	井 戸 向 秀 明	教 委 事 務 課 学 務 課	田 中 め ぐ み
総 務 課 主 幹	畑 中 佳 奈	教 委 事 務 課 学 務 課	柏 谷 諒

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総 括 主 幹	青 山 論	主 幹	葛 西 信 弘
主 幹	堂 崎 亜 希 子	主 任 主 査	井 田 周 作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、富岡直哉議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） まず、東健而議員の登壇を求めます。4番東健而議員。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 市民の皆さん、議会にお集まりの皆さん、おはようございます。むつ市議会第246回定例会が開会となり、今日で3日目を迎えました。一般質問も2日目、本日のトップバッターになりました私は、市誠クラブの東健而であります。

今年ももう師走を迎えましたが、市内は感染拡

大の折、サンタクロースがトナカイに乗ったクリスマスソングのイメージも薄れ、寂しい風情を醸し出しています。また、今年は1月から新型コロナウイルスの感染症が話題となり、以来爆発的なパンデミックが世界中を覆っています。そして、昨日のニュースで、世界の死亡者は150万人を超えたと報道されていました。

今ワクチンの開発と接種が間近という希望的観測が流れていますが、日本では独自の検査があり、承認されて接種になるのはまだ先のことだと言われています。おかげで新型コロナウイルスの感染拡大が長引き、当市の経済も途方もなく落ち込んで、先が見えません。一連の市長の的を射た人災発言による対策のおかげで、当市にはまだ感染者が出ていませんが、早期に終息を祈るばかりであります。また、年を越してもまだこの闘いは続きます。市民の皆さんも今後とも十分気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

さて、今回の質問は、市内の経済状況に鑑み、その対策と観光地の整備について取り上げました。少しでも経済の浮揚を考えての質問であります。理事者側の前向きな御答弁をいただければと思います。

それでは、前置きはこれくらいにいたしまして、通告どおり2項目の一般質問を行います。

1項目め、経済対策について質問させていただきます。経済対策については、昨日の原田議員の質問でも取り上げられましたが、なるべく重複しない質問にしたいと考えていますので、答弁も質問に準じたご答弁にいただければと思います。

それでは、質問の第1点目は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた現状評価についてであります。コロナ禍の中、G o T o トラベルキャンペーン、G o T o イートが始まりましたが、最近感染が急拡大しています。G o T o トラベルが始

まったとき、本市では市長の人災発言がありました。マスコミは一斉に取り上げましたが、本市では市長の機転のおかげで、幸か不幸か、まだ新型コロナウイルスが入っていないようで、感染した患者はまだないようであります。「NHKジャーナル」でも取り上げられ、さすが市長だと思っていました。しかし、キャンピングカーやオートバイの集団、個人の自家用車が大阪や京都、鹿児島、横浜、大阪など遠方からの訪問客が多数訪れていますので、油断はなりません。

本市では、コロナ対策班のPTを解散いたしました。

そこでお伺いいたします。市長は、最近あの強気に発信した人災発言姿勢がトーンダウンしたように感じられます。そして、範囲を限定してGOTOキャンペーンに参加の姿勢を見せています。それは、経済状況の現状を踏まえた取組を加味したのだと思いますが、政府がキャンペーンを緩和したため、現在我が国の新型コロナウイルスの感染状況は爆発的に急拡大しています。体制に順応する我が国民性が今転機に差しかかっていると言えるのではないのでしょうか。感染の度合いが悪化を呼び起こしていますが、市長はこの現状をどのように評価されるのかお伺いいたします。

2点目であります。感染拡大でのPTの復活と本市の取るべき対策についてお伺いいたします。政府は、新型コロナウイルス感染症の急拡大からGOTOキャンペーンの縮小を余儀なくされる対応に苦慮しています。そして、国民と地方自治体に責任転嫁の様相を呈しています。公助の崩壊で、とうとう総理は見直しを言明いたしました。戦々恐々として、政府は感染が大きく広がりつつある場所には重点的な対策を構築すると話しています。これでは感染が縮小するかどうかは不透明であります。また、市民は感染拡大に対し相当な危機感を抱いています。

市長は、政府のこの対策を今どのように感じているのでしょうか。PTを解散した今、対策が後手後手に回る懸念が出てきました。PTの復活があるのか、本市は今のままの対策を進めていくのかお伺いいたします。

3点目、本市の経済状況と活性化対策についてであります。本市の経済は、コロナ禍による就職難、産業の低迷、感染防止の観点からの市民のひきこもりも見られ、市内は途方もないほど落ち込んでいます。この現状に市長はいろいろ対策を練り出していますが、市民のひきこもりが多くて、経済効果のほどはさほど見えません。本市の今の経済状況と今後の経済対策について、市長はどのようなご認識とご見解をお持ちでしょうか。

また、世界中の研究者の懸命な苦労のおかげで、ワクチンの開発も間近に迫り、接種が近づきつつあるという感じになってまいりました。菅総理は、ワクチンは国民全員に無償で提供すると言い、その本数も確保のめどが立ったと言っていますが、最近ではオリンピックのことをアピールする姿勢に変わりつつあります。今後の対応に希望的観測を打ち出していますが、このとおりになるのかどうか、まだはっきりしたことは分からない状況であります。

しかし、ここまで来たらもっとポジティブに考えるべきであります。まだ先の話ですが、そろそろ活性化策の策定にかじを切るべきときだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

4点目、住宅建築の促進対策についてであります。本市の公共事業はある程度落ち着いていると見っていますが、コロナ禍で住宅建築の希望をする人たちは手控え、将来不安などで多くの人たちが建築を思いとどまっているのが現状ではないでしょうか。仕事の低迷でそのあおりを受け、建築業者が雇っていた大工を自宅待機にしたり、失業保険をもらわせているところも出てきました。国の

施策にのっとり、救済されているのでしょうか。

また、建築業者とともに仕事をしてきた下請業者たちは仕事が激減し、苦境に立たされています。この現状をどのように把握されているかお伺いたします。

5点目、建築業者の救済と景気の浮揚策についてであります。ワクチンを期待しながら、国民は行動自粛を余儀なくされています。いつまで待たされるのか、先行き不透明であります。国も市も様々な経済対策で景気浮揚を模索されていますが、しかし思ったような効果は期待できていないような感じがしています。

今なお本市経済は危機的状況にあることはご承知のとおりであります。公共事業の大型投資は続いています。民間の建築に関わっている事業者は、コロナの影響を受け、これを打開する対策を待ち望んでいます。住宅の新築、改築、リフォームなどを思いとどまっている人たちに地方創生臨時交付金の活用などの本市独自の救済対策が必要だと思います。市の考えをお伺いたします。

6点目、市民や建築業者の意向調査と建築業のバックアップ体制についてであります。市で市民への住宅建築のアンケート調査や建築業者の現状を調査しているのでしょうか。これをやれば、大方の民間業者と市民の意向が分かると思います。住宅促進キャンペーンを展開し、景気浮揚を図っていただきたい。

また、建築業には多くの下請が関わりを持っています。木材業、板金業、上下水道業、塗装業、左官業、土木業、畳、建材、建具、さらにこれらを利用する大工などと多彩であります。住宅建築の活性化により関連業者たちも恩恵を受けることになり、僅かでも経済活動の浮上に貢献できます。これらの事業者たちへのバックアップ対策をどのようにお考えかお伺いたします。

次に、2項目であります。観光地の整備につい

てであります。まだ中途半端ですが、新型コロナウイルスワクチンが出るようになると、今まで自粛を強いられていた国民は、背伸びをするために爆発的に観光に出かけるようになると思います。GoToトラベルキャンペーンやGoToイートなどの対策が功を奏してくるのはこれからです。本市でも市民に大いに背伸びをする機会と対策が求められると思います。今それを見越してのビジョンづくりが必要ではないでしょうか。今後の市の魅力ある観光地づくりと活性化を促す取組についてどのように考えているのか、以下市部と旧町村部の本市の観光地についてお聞きいたします。

まず、1点目といたしまして、脇野沢地区の観光地の整備についてお伺いたします。脇野沢の観光には、鯛島上陸での生物の不思議やイルカウォッチング、沿岸観光、温泉、野猿公苑、七引園地、貝崎園地、愛宕山公園、鯛島、サトウハチローの記念碑がある猿の住む海辺公園、牛の首農村公園などが挙げられますが、脇野沢の観光も先細りとなって、観光資源を管理する人が少なくなり、今後どうなるか予測が付きません。脇野沢観光についてどのように考えているのでしょうか。

2点目であります。川内地区の観光地の整備についてお伺いたします。旧川内町の行政があったとき、川内川溪谷の景観を整備し、両側に遊歩道の整備をいたしました。しかし、最近感じたのは、雑木が大きくなり、川内川溪谷に張り出しています。橋からの眺めも、鬱蒼とした木々のため、以前の景観が失われつつあります。その遊歩道も雑草や雑木が大きくなり、夏場は木々の葉が生い茂り、暗さが増し、物騒になっています。私は、今まで数回遊歩道の整備について提案していますが、依然として放置のまま、特に木々はどんどん大きくなっています。この対策が必要となっているように感じますが、いかがでしょうか。

また、あすなろ橋の対岸側に土砂崩れがあり、

例年何年も通行不能になっています。この場所は、春はフクジュソウの花が群生して、すばらしい観光資源があります。今溪谷の全体的な整備をすべき段階に来ていると思いますが、対策についてお伺いいたします。

3点目は、大畑地区の観光産業の活性化対策についてであります。薬研溪流の整備についてお伺いします。薬研の観光ホテルや旅館が次々に閉鎖になり、観光地を維持保全、美化する人たちが少なくなりました。下北半島の観光の名所として、長年その地位を保ってきた薬研の観光が、昔のような活気がすっかりなくなってしまいました。

私は、下北半島の活性化には道路だと考えています。観光資源を何とかしたいという気持ちから、もしかかラインを通り、佐井へ抜け、佐井から今取付けが始まっている道路を通って、奥薬研を通り、かっぱの湯まで行ってみました。佐井から薬研までの道路は、木々が大きくなり、密林のような様相を呈していましたが、佐井の村長さんは、佐井から大畑へ抜ける道路を県に働きかけ、通年観光の道も開かれようとしています。

入り込み客を増やすには、観光地としての道路整備が欠かせません。溪流に覆いかぶさっている雑木を伐採するなどの手入れが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、最近むつ高等技術専門校の生徒があずまやを建てたのをテレビで拝見しましたが、これもこれからの観光資源の一つにつながります。今後の誘客のための対策をもっと踏み込んで考えてみたいかがでしょうか。

4点目ですが、次、むつ地区の観光地についてお伺いいたします。私は、毎年恐山や釜臥山の展望台などを見物に行っています。釜臥山の頂上からの陸奥湾の眺めは格別で、景色のよいときは野辺地や青森なども見え、何よりも感動的なのは、地図でしか見たことのなかった陸奥湾の形がはっ

きり分かるということでした。十数年前、頂上には丸いレーダーが2つ、下から見えていました。

私は、頂上までついていた道路を上って、数回景色の写真を撮りました。遠くに鯛島、平館海峡の湾口が見えます。眼下には、芦崎湾がくっきりと見えて感動的でした。釜臥山からの夜景、アゲハチョウの眺めは見事で、これを観光スポットに活用されていますが、次なる拠点を開拓、整備してほしいと思います。アゲハチョウだけでなく、陸奥湾の頂上からの遠望と芦崎湾を眼下に見る景色を観光スポットとして宣伝メニューに加えるなど、もっと活用できないものでしょうか。現在の観光資源の整備促進と一層の資源を掘り起こす対策が必要です。この対策について、どのようにお考えかお伺いいたします。

それでは、前向きなご答弁を期待し、これで壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

まず、経済対策についてのご質問の1点目、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた現状評価についてお答えいたします。11月20日及び25日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会からの政府への提言によると、「都道府県内の一部の地域では、既にステージ3相当の強い対策が必要」、「医療崩壊を防ぐためには、個人の努力に頼るだけでなく、強い対策が重要」、「政府や自治体、さらに一般の人々や事業者も含め、社会全体が共通の危機感を共有し、現在の状況に一丸となって対処することが求められる」などとしております。

市といたしましては、分科会からの政府への提言を常に注視し、これを参考に感染拡大地域の現状等、状況等を勘案しつつ、市民の皆様の命、健

康、生活を第一に考えて、感染症対策と安心安全な経済活動の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、感染拡大でのPTの復活と当市の取るべき対策についてお答えいたします。市では、4月23日にむつ市感染症危機突破プロジェクトチームを立ち上げ、感染症対策等様々な事業を展開してまいりましたが、当初の目的は達成されたとして、9月30日をもって発展的解散をいたしました。プロジェクトチームは、あくまでも一時的な措置でありましたので、10月1日からは健康づくり推進部予防・医療課内に感染症対策室を設置したほか、経済対策を経済部、各部で行うなど、プロジェクトチームで行っていた各種事業をこれまで以上に推進できるよう、組織体制をむしろ強化いたしましたので、常に先手を打って事業を進めていくことができるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、当市の経済状況と活性化対策についてお答えいたします。本年3月以降、新型コロナウイルス感染症は、むつ市の経済に大きな影響を及ぼしてまいりました。このことから、市では4月、緊急的な対策として、中小企業向けの無利子・無保証料の融資制度を設けるとともに、1,500社以上の事業者の皆様へのアンケート調査及び各種経済団体の声を受け、影響を受けている事業者の皆様へ緊急給付金等18の緊急経済対策を展開し、市内経済への影響を最小限に抑えるよう努めてまいりました。

あわせて、国・県の支援策を広報むつや広報むつ号外号等により分かりやすく情報発信するとともに、7月以降、総額約16億円のプレミアム付商品券を発行し、消費喚起を図っております。

8月に入ると、国内における新型コロナウイルス感染症の特性が徐々に分かり始め、さらには感染症に対するリスク評価が感染者数だけでなく医

療提供体制との関係を指標とするなど、リスク管理を図りながら経済活動を再開する根拠が見いだされたこと、また8月25日開会のむつ市議会第245回定例会において、むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例が可決されたことから、市内の事業所の感染症対策を強化し、市民の皆様が経済活動を徐々に再開できるよう、9月19日には感染症対策を徹底したモデルイベント、「にぎわいここから！あんしんオータムフェスタ」を開催いたしました。

さらには、経済活性化に不可欠である観光関連業の再開に当たっては、市の観光施設はもとより、ホテル等の宿泊施設やお土産店への非接触型検温器の設置を支援し、感染症対策強化に努めつつ、市・県・国の宿泊キャンペーン受入れ環境を整えてきたところであります。この結果、10月の市内主要8施設の合計宿泊者数が昨年同月を上回るなど、経済の回復傾向が現れてきたところであります。

今後の経済活性化対策につきましては、感染症対策を万全にし、プレミアム付商品券や宿泊キャンペーン事業をしっかりと仕上げ、感染状況及び国・県の動向を注視しながら、根拠に基づいた迅速な判断と伝わる情報発信に努め、安全安心な経済活動の促進を図り、市内経済の回復と発展につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのほかのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 経済対策についてのご質問の4点目から6点目までの建築に携わる事業者への支援につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、住宅建築の状況についてであります。令和2年4月から10月までのむつ市内における建

築確認申請件数は86件となっております、前年同期の117件と比較しますと、31件、26%の減少となっております。また、年間申請件数につきましても、平成30年度が212件、令和元年度が178件と減少傾向にあります。住宅建築の減少は、コロナ禍以前から続いているようではありますが、国ではこれまでも住宅の取得を促進するため、補助金や税の優遇制度など様々な支援策を講じてきております。

支援策の例といたしましては、昨年10月の消費税率引上げに際し、住宅取得時の負担を軽減するため、国土交通省において「すまい給付金」が設けられ、現在も実施されております。さらには、住宅ローン減税の控除期間が13年間に拡充されたほか、住宅取得のための資金に係る一定額の贈与税が非課税になるなどの減税措置が設けられております。

このような住宅取得に対する国の助成制度を市民の皆様周知することにより、住宅建築について一定の促進につながるものと考えておりますことから、事業者の皆様におきましても、さらにご活用いただきたいと考えております。

市といたしましては、今後も国・県の動向を注視しつつ、経済団体の皆様のご意見に耳を傾けながら、現状の把握に努め、新しい生活様式に基づいた経済対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光地の整備についてのご質問につきまして、関連がございますので、一括してお答えいたします。市で管理運営いたします観光施設は、建設後相当年度経過し老朽化している施設が多いことから、施設の老朽化の状況や利用者数、改修の必要性、優先度等を総合的に評価し、計画的に改修を行っているほか、緊急度の高いものにつきましては、利用者の皆様への影響が最小限となるよう、その都度改修、修繕を行っております。

今年度は、夢の平成号のエンジン更新工事、川内川溪谷滝見台改修工事、ふれあい温泉川内水道施設改修工事、釜臥山展望台の内装改修工事、釜臥山山頂へ向かう遊歩道の改修のほか、むつ高等技術専門校のご協力による奥葉研修景公園のあずまやの建設及びレストハウスの外壁修繕など、利用者の皆様の利便性の向上や安心安全な環境づくりに必要な施設整備を行っております。

また、川内川溪谷の遊歩道につきましては、平成4年4月に供用開始し、今年度で28年を経過しており、遊歩道が川の上へ張り出した張出歩道や落石防護柵等の老朽化が著しいほか、張出歩道から福寿の小径間での落石及び土砂崩れが確認されておりますことから、遊歩道を利用される皆様の安全を第一に考え、当該区間を通行止めとしております。

川内川溪谷及び薬研溪流の遊歩道の樹木の伐採につきましては、遊歩道を利用される皆様の安全と自然景観のバランスに留意し、土地の所有者であります下北森林管理署へ状況を伝えまして、環境の整備に努めてまいります。

次に、各地区の観光振興策についてであります。脇野沢地区の夢の平成号による景勝地巡り、川内地区の川内川溪谷、大畑地区の薬研溪流の散策、むつ地区の釜臥山展望台からの眺望など、これまでの観光資源を下北ジオパークの活動を通してさらに磨き上げ、自然、文化、食、そしてこの地に住む人の営みを一体的に学び楽しむことのできる観光振興策を展開しております。

また、脇野沢地区ではイルカウォッチング、大畑、川内地区では漁業と連携した観光ツアーなど、地域の特徴ある資源にさらに価値を付加する取組が動き出しているところであります。さらに、来年度実施が予定されております日本夜景サミット及び全国名月サミットを契機に、釜臥山展望台の夜景から始まる新たな観光コンテンツの構築や釜

臥山山頂からのスケール感の大きな眺望についても積極的にプロモーションしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、むつ市総合経営計画で目指す選ばれるまち、「行くならむつ市」の実現に向け、市を訪れる観光客の皆様の安全安心を第一に、観光施設の維持管理、環境美化に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ありがとうございます。経済対策については、全体的に十分ご理解しているようですが、現状ではこれといった対策があるわけではありません。しかし、今までの市長並びに行政側の対応を市民は家の中で見て、目を大きくして見ています。今後も市民のために頑張りたいと思います。

観光地の整備については、大変丁寧なご説明がありました。これもまた今後の問題ですが、まだ早いと思いましたが、今後の当市の観光地の活性化を目指して、これからもご配慮をいただければと思います。

それでは、答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。まず、経済対策についてですが、再就職支援についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの影響により経営が悪化し、休職や解雇となった方が大勢います。アツギ東北株式会社のむつ事業所の再就職の現状については、25日の市議会の開会日に市長からの行政報告で説明を受けましたので、了解しましたが、雇用は生活の基盤であります。当市では、新型コロナウイルスの影響を受けて、休業や雇用調整助成金を申請し、支給が決定した事業所はどれぐらいあるのか。

また、アツギ東北株式会社以外の解雇された方々への救済についてどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

先ほど再質問の中で、これといった対策がないというようなお話がありましたけれども、私どもとしては繰り返し丁寧に議会のほうにもご説明させていただいて、もう既に18の経済対策について実行してございます。一つ一つ丁寧に申し上げれば、まずは緊急支援給付金ということで、全体14の業種の皆様に一律30万円の給付ということ、あるいは飲食店の家賃支援ということで、30万円を上限にして8割の3か月分ということでやらせていただいています。

宿泊業支援給付金ということで、宿泊施設に対しては年間の固定資産税の8割、これを給付させていただいてございます。多いところでは1,000万円を超える給付ということになってございます。

さらに、非正規雇用労働者支援給付金ということで、非正規の方々への給付は恐らく全国でもむつ市だけだと思いますが、1人当たり5万円の給付をさせていただいております。

さらに、中小企業小口資金ということで、保証料ですとかを免除するような形で、中小企業、零細企業の皆様が銀行からお金を借りやすいような形の支援をさせていただいております。

さらに、なかなか帰省できなかった学生さんたちに対する支援として、5,000円程度のむつ市の特産品を3か月にわたって、夏の期間ですけれども、仕送りをさせていただく事業もやらせていただいております。

全市民対象の経済対策としては、水道料金、これの減免というか、基本料金の免除、これも行いました。さらに、現在も続いておりますが、プレミアム付商品券の発行とこの消費ということで、12億円の消費喚起を行ってございます。

さらには、1次産業の支援といたしまして、漁業持続化応援給付金として、収入が減少した分の

補償料を補填するための給付をさせていただいております。農業、林業、畜産業についても、それぞれの要望に沿った形での応援をさせていただいております。

さらには、観光という観点からいきますと、宿泊施設に対して、非接触型の体温を測るシステム、これを全額補助、10分の10の補助でやらせていただいておりますので、ほぼ全ての現在受け入れている宿泊施設については、むつ市の補助の下に万全の感染対策が行われているというふうに理解をしてください。

さらには、修学旅行の助成事業といたしまして、これも結果が出ておまして、県内から複数の小学校、中学校が修学旅行で当市を訪れて、来ていただいております。

指定管理者に対しましても、減収分については私どもとしてその補填をさせていただいております。私たちが休業要請した部分について補填をさせていただいております。

緊急雇用創出事業という形で、これは雇用対策班のほうで、あるいは離職支援ということで、アツギ東北株式会社で離職された方をはじめとする皆様に対する給付も既に始まっております。

さらには、宿泊キャンペーンということで、これは県内を対象にして、10月からは募集を一時停止、募集というよりは追加配分を一時停止しておりましたが、こちらのほうも5,000泊準備しましたが、既に3,000泊については消費をされているということで、宿泊業のV字回復に取り組んでいるところであります。

したがいまして、これといった対策がないという評価は、これは大変私としては残念な評価だなというふうに言わざるを得ません。ですから、そのように18の事業を既に実施しているということは、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、今のご質問にお答えさせていた

だきますけれども、青森労働局によりますと、本年4月以降の青森県内の雇用調整助成金の申請件数というのは、11月20日現在、延べ1万363件、支給決定件数というのは延べ1万22件となっております。

また、アツギ東北株式会社むつ事業所を含む市内で新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方の生活安定と、再就職に向けた取組を支援するためのむつ市離職者生活・再就職支援給付金につきましては、11月30日現在129名の方から申請があり、そのうち102名の方への給付手続が完了してございます。今後も申請があった方には、これは必要な生活資金ということですので、迅速な給付に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 今市長のお答えを聞きまして、私がこれといった対策があるわけではありませんということを行ったのは、コロナがなければ、今まで行政側でやってきた対策は要らなかったわけですね。これを踏まえて、やらなくてもよかったものをやりながらやっても、今の現状では市民生活の中で景気浮揚を感じる事が全然できないというわけです、私は。ですので、これを今取り上げてやったわけですが、行政側のほうでは何もやっていないというわけではなかったのです。そこら辺をご理解いただきたいと思っております。

再就職支援についてでございますけれども、現状ではなかなか難しい問題ですが、就職は生活に関わる問題でありますので、対策に怠りのないよう十分な配慮を要望しておきます。

次に、観光地について、2点再質問させていただきます。まず、1点目ですが、川内町の安部城鉦山跡地の46号線からの案内見える化についてであります。安部城鉦山跡地の看板が小さくて、どこから入るか分からないという苦情が出ていま

す。せっかくの観光資源であり、もっと工夫が必要と思いますが、どうでしょうか。

2点目、野平高原交流センターと野平高原キャンプ場の利用状況についてお尋ねいたします。この利用状況は今どようになっているか、管理委託事務を含めて、現状をご説明願います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、安部城鉱山跡地の案内看板ということでありますけれども、こちらにつきましては、安部城鉱山の跡地は鉱山史の歴史などを学ぶ場ということで、川内地区のジオサイトとして登録されておりますことから、訪れる皆様の不便とならないよう、経年劣化した部分につきましては改修整備について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、野平高原交流センターと野平高原キャンプ場の状況についてお答えいたします。野平高原交流センターにつきましては、令和2年度より川内町観光協会により運営されております。利用状況につきましては、今年度コロナの影響もありまして、前年度比で62%の減というふうになってございます。

続いて、野平高原キャンプ場でありますけれども、水道施設の老朽化による故障等のため、利用の一部制限をすることもありました。コロナ禍におけるキャンプブームの影響により、利用者は多くなっているというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ありがとうございます。まだちょっと時間があるようでございますので、もう一点だけ再質問させていただきます。

脇野沢に鮭の見える公園という観光スポットがあります。この川に桜橋という木で造られた橋が架かっていますが、現在橋を渡ったところで、口

一づが張られ、通行止めになっています。また、その先は通行路の脇のところどころの板が剥がされ、通路に穴が空いているところもあります。住民から、この橋を通行できるようにしてほしいとの要望があり、見てきましたけれども、現状をどのように把握しているか、以下2点についてお尋ねいたします。

この管理は県でしょうか、または市でしょうか。

2点目、この場所は入り口にあずまやがあり、本村側から橋を渡り、海水浴場のある海浜公園に抜け、愛宕山へ登り、桜を見物したりできる脇野沢でなくてはならない観光公園であります。フェリーに乗る人たちが出航への待ち合わせ時間を調整したりできるのも貴重な観光資源だと思えます。観光地としての整備促進の対象だと思えますが、修復の見通しについてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

脇野沢地区の鮭の見える公園及び桜橋につきましてはありますが、こちらは脇野沢漁港の環境整備の関係で青森県のほうが整備しております。現在も青森県が管理している施設であります。

桜橋の通行止めにつきましては、桜橋から海浜公園、漁村広場のほうに向かう遊歩道の老朽化、そして落石、落木の危険性があるということで、利用者の安全を確保するため、通行止めとしていて青森県のほうから伺っております。

今後の対応ということでありますけれども、公園を管理いたします青森県に修復等につきまして協議をしたいと思いますと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） この場所は、本村地区たつての観光資源であります。ですので、県のほうに、なるべく早く修復していただくよう要望していただきたいと思えます。

それでは、経済も大切ですが、今はまず新型コロナウイルスの感染を遮断できるかどうかが今後の対策の要になります。市民の多くは、市長の頑張りに期待しています。笑顔輝く希望のまちづくりに向けて、より一層頑張ってくださいことを要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎富岡直哉議員

○議長（大瀧次男） 次は、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） おはようございます。会派未来への轍の富岡直哉でございます。むつ市議会第246回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1項目め、第80回国民スポーツ大会「青の煌（きら）めきあおもり国スポ」についてであります。長年通称「国体」という言葉で多くの皆さんがなれ親しんだ国民体育大会であります。平成30年6月に「国民体育大会」の名称を2023年から「国民スポーツ大会」に変更するスポーツ基本法の一部を改正する法律が国会において成立しました。名称が変更となる理由については、世界のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、スポーツを通じた社会変革に向け、世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」という名称へ改めるものとされております。

国民体育大会は、戦後のスポーツ復興のため、1946年、昭和21年に第1回大会が京都や大阪など京阪神地域を中心に開催されて以降、各都道府県を持ち回りで原則開催されております。

今年度開催予定でありましたかごしま国体は、皆様ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により取りやめとなったところであり、それに伴い、2024年開催の佐賀大会より「国民スポーツ大会」へと名称が変更されることが決定されております。

また、青森県では当初2025年の開催を予定されておりましたが、1年延期し、2026年に本大会と冬季大会を合わせた完全開催とすることが内定されており、本県では1977年、昭和52年のあすなろ国体以来49年ぶりの開催となる本大会であります。当市ではバスケットボール成年女子、フェンシング、ボート、セーリング競技の実施が予定されております。当初開催予定でありました2025年の開催に向け、青森県準備委員会においては、大会の愛称には「青の煌めきあおもり国スポ」、スローガンには「翔ける未来へ縄文の風に乗って」と決定し、一歩ずつ歩みを進めているものと感じております。

4種目の開催地となる当市においては、本年度よりボート競技の特設コースの事前調査を行うなど、開催に向けて着々と準備が進んでおりますが、1年延期に伴う当市への影響及び今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、開催に向けた気運の醸成についてであります。本県、そして当市におきましても、半世紀

に1度の大会であり、大会を成功裏に収めるには、スポーツ関係団体はもちろんのこと、市内各種団体、そして市民の皆様のご協力が不可欠であると考えております。

国民スポーツ大会開催においては、本市における市民スポーツの振興はもとより、全国から訪れる選手や大会関係者などとの交流の輪を広げること、むつ市の魅力をさらに全国に発信できる機会となり、またコロナ禍からの復興のシンボルとして、大会を6年後に見据え、本市では気運醸成のため、どのような取組が行われていくのかについてお伺いいたします。

次に、あおり国スポに向けた選手の強化・育成についてであります。今年度は、新型コロナウイルスの影響により、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会などの各種大会において中止を余儀なくされ、各最終学年である中学3年生、高校3年生の集大成の活躍の場が奪われてしまい、非常に心が痛む思いでありました。

しかし、6年後のこのあおり国スポに向けて、この世代の選手を中心に飛躍できる舞台をつくり、次の目標に向けて進むためにも、選手の強化、育成が急務であります。むつ市スポーツ推進計画では、むつ市の特性を生かしたスポーツの振興をジュニアや若い世代の競技者への基本目標に掲げ、市民の競技水準を高めるとともに、市民のアイデンティティーや地域に対する誇りの醸成を目指すものとされております。

このあおり国スポを契機に、例えば「マリンスポーツのまち・むつ」や「フェンシングのまち・むつ」、さらには「スポーツのまち・むつ」となるよう、地域に根差した本市の特色あるスポーツの普及、振興をさらに図るべく、現在本市におけるあおり国スポに向けた選手の強化、育成の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、市役所窓口・公共施設

におけるキャッシュレス化についてであります。昨年10月の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策などを目的としたキャッシュレス・ポイント還元事業やマイナンバーカード普及促進を目的としたマイナポイント事業により、民間では急速にキャッシュレス決済が普及し始めている一方、自治体ではまだこのようなキャッシュレス決済の導入というのは始まったばかりであります。

経済産業省では、2025年までにキャッシュレス決済比率を4割程度にするという目標に向け普及促進を行っており、キャッシュレス化を進めることは、住民の方々にとっては現金を持ち歩かずに支払いができるなど利便性の向上につながるのと同時に、自治体窓口にとっては現金取扱いの時間や手間の削減など業務の効率につながるほか、現在では感染予防策としても注目が集まっております。

今年4月には、一般社団法人キャッシュレス推進協議会よりキャッシュレス決済導入手順書の初版が公表されたことに伴い、現在経済産業省において自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化を進めるモニター自治体を選定し、今年度いっぱいをかけて、キャッシュレス決済導入手順書の内容を充実させ、より多くの自治体がキャッシュレス化を進めやすくなるよう取組が行われております。

このように新型コロナウイルスの影響も重なり、自治体窓口などにおけるキャッシュレス決済導入についての取組が加速しており、不特定多数の人が触れる現金での受渡しリスク、対面リスクなどを極力最小にすることにより、利用者の感染防止のほか、従事する職員のリスク軽減にもなることから、早急な対応が求められます。

私自身、これまでは現金での支払いをすることが多くありましたが、新型コロナウイルス感染拡大以降、少しでも感染リスクを軽減させるべく、

自身の感染予防策の一つとしてキャッシュレスで決済を行うよう心がけているところであり、今はこうした一人一人の意識や行動により感染を抑え込むことが重要であると考えております。

今後春先の転入、転出の窓口での繁忙期を迎えるに当たり、特にむつ市役所本庁舎においては、ワンフロアのため、より一層の感染対策が求められる中、当市の市役所窓口及び公共施設におけるキャッシュレス化の検討状況及び課題についてお伺いいたします。

次に、質問の3項目め、新しい生活様式を踏まえた選挙についてであります。コロナ禍における選挙の取組については、各自自治体において、地域の実情を踏まえ、工夫をなされているところであります。むつ市におきましては、昨年10月の市議会議員一般選挙以降、選挙は行われておりませんが、県内各地で実施されました選挙の投票状況を勘案いたしましても、様々な要因が考えられる中、新型コロナウイルスの影響も起因しているものと考えられ、投票率が前回を下回る状況が多く見られます。

今年2月以降、総務省より選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について、各都道府県の選挙管理委員会に対し、これまで複数回にわたり通知がなされておりますが、その主な概要については、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討すること、その際選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、また期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や移動期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めることなど、混雑対策について十分留意すること、さらに投開票所の入り口にアルコール消毒液等を設置し、利用を呼びかけ、換

気に努めるほか、持参した筆記用具を使用させることなど、選挙の公正確保を前提に、選挙人の不安感を解消できるような工夫について積極的に検討することなどとされております。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であることから、今後の国政選挙などを見据え、当市におきましても様々な対応と対策が求められます。これまで実施された他自治体の選挙の取組結果を参考に、投開票所の感染対策について、万全の体制を整える必要がありますが、選挙管理委員会のご所見をお伺いいたします。

次に、2点目の移動期日前投票所の今後の運用についてであります。前段で申し述べました総務省からの通知にもあるように、感染防止対策の観点から、移動期日前投票所の積極的な活用を検討することとされております。

当市におきましては、昨年のおきましては、昨年のむつ市議会議員一般選挙より県内初となった移動期日前投票所、いわゆる投票カーが市内高校に赴き、18歳で新たに有権者となった高校生や各高校の近隣の住民の方々が利用できるようになり、利便性が高まったほか、投票行動の啓蒙にもつながったものと感じております。

前回の選挙では、試験的な導入であったものと認識しておりますが、本格的な導入、そして活用に向け、コロナ対策を踏まえた今後の運用についてお伺いし、以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民スポーツ大会についてのご質問の1点目、延期による当市への影響及び今後のスケジュールについてお答えいたします。これまで市で

は、中央競技団体の正規視察や各種調査を行い、大会開催に向けた準備を進めてきたところであり、本大会の延期に伴いリハーサル大会の開始や全体のスケジュールが1年スライドする形となりますが、現時点で1年延期に伴う本市への大きな影響はなく、今後におきましても青森県及び競技団体等と連携を図りながら準備を進めることとしております。

次に、ご質問の2点目、開催に向けた気運の醸成についてであります。第80回国民スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、開催3年前の大会決定イベントやカウントダウンイベント、大会推奨花で競技会場等を飾る花いっぱい運動などの取組により、全県的な県民運動を推進することとしておりますので、これに基づき実施してまいります。

次に、ご質問の3点目、選手の強化・育成についてであります。青森県競技力向上対策本部で策定した青森県競技力向上基本計画に基づき、県内各競技団体と連携し、競技力向上に向けた取組を行っているところであります。

今後においては、強化、育成の拠点となることが期待できる高等学校、中学校運動部等を指定し強化活動を支援する令和2年度強化拠点校活動支援事業を実施しており、田名部中学校陸上部、大湊高校セーリング部、田名部高校ボート部が拠点校としての指定を受け、競技力の向上に取り組んでおります。

また、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から開催できませんでしたが、平成29年度から毎年開催しておりますNTT東日本漕艇部によるボート教室では、トップアスリートから直接指導を受ける機会を創出することにより、競技力の向上と競技の普及、選手の発掘に取り組んできたところであります。令和8年度のあおもり国スポでは、このボート教室の参加者が選手として活躍

することを期待しているところでありますが、今後におきましても青森県や各競技団体と連携を図りながら、選手の強化、育成に取り組むこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市役所窓口・公共施設におけるキャッシュレス化についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、新しい生活様式を踏まえた選挙についての1点目、投開票における具体的な感染症対策についてであります。本市では投票所、開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しており、このガイドラインを基に今後の選挙の執行管理を行うこととしております。

具体的な対策といたしましては、投票所にはアルコール消毒液の配備、順番待ちの間隔の確保、マスクをしていない方へのマスクの配付、定期的な換気や消毒などの対策を、選挙に従事する方々にはマスク、フェースシールド及び手袋の着用などの対策を講じることとしております。

開票所の設置に当たっては、開票従事者の間隔をできるだけ確保するために、少人数の人員体制で、マスク及び手袋の着用対策を講じながら開票作業を行うこととしております。

このほか、投票所の密を回避するために、投票所及び期日前投票所の時間帯ごとの投票者数の推移の情報や、マスク着用やせきエチケット、手指消毒、来場前及び帰宅後の手洗いなど、感染症対策に関する選挙人への協力依頼などについて、選挙執行前にホームページなどで周知を図り、安心安全に投票所に足を運んでいただけるよう様々な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、移動期日前投票所の今後の運用についてであります。令和元年執行のむつ市議会議員一般選挙において、市内の高校に開設した移動期日前投票所につきましては、現在選挙管理委員会で検討しております投票区の再編を実施する際に、高齢者などの交通弱者に対する投票の機会を確保するための代替手段としての導入を予定しているもので、本格的な導入の前に運用に当たっての課題などを検証するために試験的に行ったものであります。そのため、新型コロナウイルス感染症対策のための移動期日前投票所の設置については、今のところ次回予定されている衆議院議員総選挙の期日が不確定なこともあり、対応は難しいものと考えております。

また、移動期日前投票所は、屋外で投票できることや選挙人の方々が移動しないことで、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも効果があると考えられますが、小さな投票スペースのため、選挙事務従事者の配置や投票用具の消毒機会の確保など、問題となる点もあると考えられます。

今後の本格的な導入につきましては、投票区の再編計画を実施していく上で、選挙人の方々の投票機会を失わないような対応を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症対策も勘案しながら総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 市役所窓口・公共施設におけるキャッシュレス化についてのご質問にお答えいたします。

市のキャッシュレス決済導入の取組状況といたしましては、令和2年4月から水道料金及び下水道使用料の支払いを、令和2年5月から市税等の納入をスマートフォンアプリで対応できるようにしております。市役所窓口や公共施設におけるキ

ャッシュレス決済の導入につきましては、市民の皆様への利便性向上及び新型コロナウイルス感染症の予防対策として、現金の受渡しのない非接触による支払い方法は大変有効な手段であると認識しております。

今後導入に当たりましては、多種多様な決済手段からの選定、窓口等での事務手続の構築、会計処理方法の検討、関連規定の改正等に加え、キャッシュレス決済会社への手数料や機器購入経費等に係る費用対効果の精査など様々な課題もありますが、市民の皆様への安全安心及び市民サービスの向上に寄与するものでありますことから、キャッシュレス決済の導入について調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、国民体育大会についての1点目、1年延期に伴う本市への影響及びスケジュールについてであります。当初予定されておりました計画が大枠そのままスライドしていくということで、現在のところ大きな影響は伴わないということでしたが、現段階で当初2026年に計画されている本市を会場とした大規模な大会や行事との重複はないのか。

また、本大会の前年にはリハーサル大会が実施されるとのことでありますが、そのリハーサル大会についての詳細をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

重複はないかという点につきましては、ただいま想定されている大規模な大会として、国民体育大会東北ブロック大会兼東北総合体育大会や、青森県民体育大会等がありますが、現時点で令和8年度に重複する大規模な大会等の予定はございません。

続きまして、本大会前年に行われるリハーサル大会の詳細についてでございますが、第80回国民スポーツ大会の競技別リハーサル大会は、会場地市町村において、令和7年度から本大会開催時までに関係競技団体と協議の上開催するものとしており、ボート競技につきましては東北選手権大会兼東北高等学校ボート選手権大会、フェンシング競技では全日本フェンシング選手権大会団体戦、セーリング競技では高松宮妃記念杯全日本実業団ヨット選手権大会及び全日本セーリング選手権大会をリハーサル大会として位置づけ、開催する予定であります。

なお、バスケットボール競技につきましては、例年リハーサル大会を開催しておらず、本県開催においても開催の予定はございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） リハーサル大会の概要については理解いたしました。

様々な大会、イベントとの調整は今後行っていくこととなると思いますが、やはり東北大会、全国大会のように大規模な大会になりますと、選手、役員のほかご家族の応援など、多数の皆様はむつ市にお越しいただくこととなるわけですが、その際懸念されますことは、宿泊施設の受入れ体制であります。当市開催種目の4競技では、現段階でどの程度の人数の選手団の受入れを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 当市の開催種目であります4競技の選手、監督、競技役員合計は約3,000名となります。これに観客等を合わせた多くの皆様は当市を訪れていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 選手、役員でも約3,000名の方がむつ市を訪れるということで、やはり4種目になりますとかなりの規模であるというふうに変更を感じたところでありますが、宿が取れないなど、そのようなことにならないように、関係機関と連携を密にして、万全な体制で迎え入れる準備を整えていただきたいと思います。

次に、2点目の開催に向けた気運の醸成についてでございますが、現在県の準備委員会において、開催周知や気運醸成を目的としたPRポスターを作成するなど、今年度においては「翔ける未来へ」というイメージソングをSNSなどで公開し、様々な取組が行われているところでありますが、競技者はもちろんのこと、ご答弁にもありました花いっぱい運動などの大会を支えるボランティアに対する啓発も含まれているものと感じております。

具体的に、この花いっぱい運動のボランティアはいつからどのような活動を行うのか、またボランティアの対象範囲はどのようになるのか、現段階で分かっている範囲でお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

大会開催に欠かせないボランティア活動につきましては、おおむね中学生以上を対象に本大会の2年前から募集し、リハーサル大会や本大会における受付案内や会場整備、環境美化、式典運営補助などの業務を行っていただくことになり、全ての県民が大会イベントやボランティア活動等に主体的に参加していただき、地域が一体となって大会を盛り上げていけるよう、ボランティアの募集や養成活動を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） このボランティアについては、幅広い年代において対象ということでございませ

たので、地域コミュニティーにおいても非常によい効果をもたらすのではないかと期待しております。

また、青森県で平成30年に策定されております第80回国民スポーツ大会開催基本構想における3つの取組の一つとして、「来県者を熱い心でおもてなしする国スポ」という項目がありますが、この取組を充実されるためにも、むつ市全体で取り組まなければならない課題でもありと思っておりますので、この国スポを機会にむつ市の魅力を最大限に発信し、最高のおもてなしをできる体制づくりをお願いいたしまして、次に移ります。

3点目の選手の強化・育成についてであります。今年度は強化拠点校活動支援事業に市内3つの学校が指定され取組が行われているほか、市ではプロの選手を招いた教室など、様々なスポーツを身近に感じてもらう取組が実施されているところでもあります。現在青森県においては、あおり国スポに向けて競技力向上対策本部を立ち上げ、その中で策定されております競技力向上基本計画に従い、準備期、育成期、充実期、躍進期、定着期の5つの段階的目標を掲げ取組を進めており、国スポ終了後においても持続可能な競技スポーツの振興を目指すための具体的な指針とされております。

当市においても同様に、この国スポを機会に当市の現状と課題を分析し、当市独自の取組も必要であると考えます。その際課題となるのは、やはり指導者の確保であると思っておりますが、トップレベルの選手などを招聘した専門的かつ長期にわたって指導が受けられる環境づくりも必要であると考えますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） お答えいたします。

当市においては、トップレベルのアスリートから直接指導を受ける機会の創出として、NTT東

日本漕艇部によるボート教室や鹿島アントラーズによる少年サッカー教室などを開催しております。また、スポーツ少年団を通じて、指導者として必要となる資格取得の受講料や登録料に対しまして助成を行い、国スポ終了後も持続可能なスポーツの振興を目指し、スポーツ環境の充実に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 競技も多岐にわたることや長期的な確保という観点から、なかなか難しい課題であると思っておりますが、当地域においても今後指導者不足も想定されますことから、持続可能な指導者の確保対策を講じ、選手の強化、育成につなげられるよう、今後も市やスポーツ関係団体が一体となり、より一層のスポーツ環境の整備を推進していただきますようお願いをいたしまして、次に移ります。

質問の2項目め、市役所窓口・公共施設におけるキャッシュレス化についての検討状況及び課題についてであります。ご答弁にもありましたが、今年度より市税についてはコンビニでの納付に加え、スマートフォンによりキャッシュレスで納付ができるようになっておりますが、このタイミングと同時に市役所窓口や公共施設でのキャッシュレス決済を導入する方向性はなかったのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市役所窓口、公共施設でキャッシュレス決済を導入する方向性はなかったのかということでございますが、キャッシュレス決済の導入につきましては、これまで市民の皆様の利便性の向上により、各種税及び保険料などの収納率の向上を目指すといった観点から、各課ごとに検討し導入してまいりましたが、本年4月に経済産業省より公共施設

・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書が示されましたことから、今後はこれを参考に窓口や公共施設への導入に向けて調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） キャッシュレス決済導入に当たっては、既に導入済みの自治体がまだ少数であるため、費用対効果など、様々な検証事項や課題がございますが、利便性向上や感染対策の観点からも重要な施策であるため、自治体のキャッシュレス化に向けたモニター自治体の検証結果を踏まえ、内容の精査を行い、今後公表される予定のキャッシュレス決済導入手順書を注視しつつ、現在市役所内で進めておられる判こレス化と同時に、キャッシュレス化に向けてぜひ前進させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、質問の3項目め、新しい生活様式を踏まえた選挙についてであります。コロナ対策については、様々なガイドラインに沿った形で対策を講じていくとのごことでございましたが、コロナ禍での選挙は様々な想定外の事態が考えられるところではありますが、現時点において期日前投票所の増設予定はあるのか。

また、投票所として使用する施設で、直前に感染者が発生し、消毒作業等でその施設が使用できなくなった場合の対応についてお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木村善弘） お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策における期日前投票所の増設につきましては、費用や時間的な問題もあり、現時点においては増設を予定しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生に

より施設が使用できなくなった場合には、速やかに代替施設を確保し、所定の手続を踏んだ上で投票所の変更を行うこととなります。その際の選挙人への周知につきましては、ホームページへの掲載、エフエムアジュール及び防災行政用無線等での周知を想定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 直前に投票所が変更となると、短期間ですので、非常に周知が難しいと思いますが、市ホームページなどでの周知ということでしたが、あらゆる手段を検討し、周知に努めていただきたいと考えております。

次に、周知という部分に関連いたしますが、投票所における感染症対策のお願いや注意事項等について、入場券送付の際などにおいて通知を行うこととなると思いますが、記載事項が増えることが想定されることから、今後どのような形で周知を検討しているのかお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木村善弘） お答えします。

選挙人に対しましては、投票所入場券に感染症対策のお願い及び投票所における注意事項等の記載を予定しておりますが、スペースの関係上必要最小限の内容になるものと考えております。そのため、QRコードも掲載し、読み込みによってホームページ上の感染症対策の詳細が見られるようにしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 周知方法については、QRコードを使用して行っていくということでしたが、QRコードを利用できない方、また高齢者への配慮についてはどのような対応を考えているのか、再度お聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木村善弘） お答えします。

QRコードを利用できない方も含めまして、広報むつや国政選挙時に発行する周知チラシ等で選挙人の方々に周知していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 当市では、これまでコロナ禍において選挙を実施したことがまだありませんので、感染を恐れて投票に行かないということがないように、幅広い世代において分かりやすい周知徹底に努めていただきたいと思いますと考えております。

また、QRコードにつきましても、実際に読み取って見ていただかないと意味がありません。QRコードをしっかりと見てもらえるような工夫も必要かと思っておりますので、対策をよろしく願います。

次に、質問の2点目、移動期日前投票所の今後の運用についてであります。昨年の選挙での活用は秋口でありましたが、冬期間の選挙の場合、投票カーの運用についてはどのような対応となるのか。

また、前回は試験的な導入ということでありましたが、今後本格的な導入に当たっても、市内3高校への移動期日前投票所については継続となるのかお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（木村善弘） お答えします。

冬期間の選挙だけでなく、悪天候時においても移動期日前投票所の屋外での開設は難しいものと考えており、気象状況等を見ながら、屋内に変更するなど、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、市内高校への移動期日前投票所の設置に

つきましては、選挙の執行される時期や受入れ側である高校の状況によって設置について判断されますことから、選挙の都度協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 冬期間の投票カーの提案については理解いたしました。

新年度早々の選挙であると、18歳となった有権者がごく少数であるなど、時期により様々対応は異なってくると思いますが、今後投票所の再編などに当たり、投票カーの増設や期日前投票所の増設などを含め検討されることと思っておりますが、より投票しやすく効率のよい選挙の取組となるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 皆さん、こんにちは。ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第246回定例会におきまして、久々に壇上から一般質問させていただきますので、市長及

び理事者各位におかれては、簡潔明瞭、誠意あるご答弁をお願いいたします。

さて、今年ほど目まぐるしく社会が変動したことは、近年経験したことがありません。コロナに始まり、オリンピックの延期、安倍前総理の突然の辞任、それに伴う菅新総理の誕生、そして今に続くアメリカ大統領選挙のごたごた騒ぎであります。このような世相の中にあっても、季節はちゃんと移ろい、今年も間違いなく師走がやってきました。

さて、我が郷土秋田県からようやく総理大臣誕生です。地盤、看板、かばんなしの神奈川県で、よく政治の頂点にまでは上がってきたものだと感心しきりです。

このような社会情勢の中、むつ市民にとって喫緊の課題3項目につき一般質問をさせていただきます。

質問の第1は、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に対する予防対策等についてであります。新型コロナウイルス感染者が急増し、東京、大阪、北海道その他の大都市周辺でも過去最多を記録との報道に日々接し、大阪府では昨日、医療非常事態宣言が出されました。青森県内でも青森市、弘前市、八戸市その他の地域からクラスターが発生し、12月3日現在、感染確認315例目の患者が出ております。これからコロナ禍に加え、冬季には例年であれば季節性インフルエンザの活動期に入ることから、同時流行が最も危惧される場所であり、その予防対策は急務であります。これらのことを踏まえ、次の3点につきお伺いします。

質問1点目、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの特性並びに類似性は何か。また、同時流行が懸念される現状で、予防対策はどうなっているか。

2点目、同時流行に備え、新型コロナウイルス

及び季節性インフルエンザの検査、診療体制は整っているか。

3点目、季節性インフルエンザの予防接種で、重症化のリスクが高い高齢者、小児及び妊婦に対して費用を全額助成しましたが、接種率向上に結びついているか。

以上、3点につきお伺いいたします。

2項目目の質問は、高齢者に優しくないカタカナ語、ABC略語の氾濫する社会についてであります。高齢者の多くは、戦後の混乱期と高度成長期を支えた戦士であり、老後はゆったりと余生を過ごすことを夢見てきた人々であります。さて、現実はどうか。少子高齢化の波で家族は分散、残るは老老世帯か独居老人世帯が目立つ世の中になってしまい、地域コミュニティーの活動も年々低下している現状です。そこに加えて、昨今の社会生活はカタカナ語、ABC略語が氾濫し、とかく高齢者は住みにくい世の中になってしまいました。これらの現状を踏まえ、次の2点につきお伺いいたします。

1点目、カタカナ語、ABC略語の使用について、公用文として適正な使用基準はあるか。

2点目、ソーシャルディスタンス・テレワーク・SNS・AI等次々と登場する言葉に、ほとんどの高齢者は戸惑い、混乱しております。このこと自体、社会は優しくないと感じるが、どう思うか。

以上、2点につきお伺いいたします。

3項目めは、アメリカ大統領選挙に関連してであります。アメリカ大統領選挙が混乱しています。新聞にも1つの国に2つの国民が存在しているようだとの論評があります。アメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引くとやゆされるごとく、次期大統領の去就は日本の最大の関心事であり、国防、経済等、全て国民生活に影響を及ぼすことが考えられます。

むつ市には、海上防衛の第一線部隊が所在する大湊基地があり、これまでも尖閣周辺海域の警備、ソマリア沖海賊対処、同時多発テロインド洋派遣等に艦艇が派遣されている等、他人ごとではありません。

幸い宮下市長は、市長就任前、外務省ニューヨーク領事という希有な経歴を有し、肌でアメリカを知悉しておられます。今回のアメリカ大統領選挙についてどのような感想をお持ちか。あわせて、アメリカ・ニューヨークで経験したことを市政にどう生かしているのかを含め、次の点についてお伺いいたします。

質問1点、アメリカ大統領選挙の結果が今後の日米安保等国益に大きな影響を及ぼすと考えられる現状において、むつ市にはどのような影響あり、と考えるか。

以上、3項目6点について、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に対する予防対策等についてのご質問の1点目及び3点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、同時流行に備え、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの検査、診療体制は整っているのかについてお答えいたします。青森県によれば、発熱等の症状がある方の受診方法については、12月1日から新しい診療体制で実施されております。かかりつけ医がいる場合は初めにかかりつけ医に相談し、対応可能な場合は指定された時間に受診、対応不可の場合は他の診療・検査機関を案内されています。かかりつけ医がない方は、県コールセンターまたは

むつ保健所に相談、また新型コロナウイルス感染症患者と接触したなどの心当たりのある方は、従来どおりむつ保健所に相談することとなっております。その後診療、検査可能な医療機関に案内されることとなっております。

市民の皆様には、この新しい診療体制についてホームページ等で周知していくほか、準備ができ次第、広報むつ号外号の発行をもって全戸に配布をし、詳細を分かりやすくお知らせしたいと考えてございます。

次に、高齢者に優しくないカタカナ語、ABC略語の氾濫する社会についてのご質問の1点目、公用語におけるカタカナ語等の使用基準につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の次々と登場する新しい言葉への高齢者の戸惑いについてのご質問にお答えいたします。昨今の技術革新が新しい情報技術分野や国際化が当たり前のビジネス分野で使用されているカタカナ語や専門用語は、高齢者に限らず、その分野に精通している方以外はなかなか理解することは困難であると感じております。一方、「ソーシャルディスタンス」や「クラスター」、「PCR検査」などの新しい言葉や新しい物事は、その時々々の時代とともに生まれるものであり、それらは高齢者の皆様をはじめ市民の皆様にもご理解をいただかなければならないものと考えております。

市といたしましては、高齢者の皆様に限らず、情報を受け取られる方々により分かりやすく正確に伝わること、また情報を必要とする人が必要なときに得ることができるように、絵や図などを交えながら情報発信を行っていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、アメリカ大統領選挙に関連してについてのご質問にお答えいたします。アメリカ大統領選挙の結果がむつ市政に与える影響は、直接的には

ほとんどないと私自身は考えております。また、アメリカの政権交代によって、むつ市に立地する海上自衛隊及び航空自衛隊の皆様のご任務などに変化があったとしても、私たちむつ市としては、揺らぐことのない信頼関係に基づき、自衛隊の皆様を地域として支えていくことができるようにしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ニューヨーク総領事館の領事としてアメリカで経験したことを市政にどう生かしているのかについてお答えいたします。私は、ニューヨークでは日本国総領事館の領事として、政務班、経済班の両班に所属しておりました。業務の内容は、米国内政調査、大統領選挙をはじめとする各種選挙分析、外交、日本企業支援、日本国政府要人対応、災害対応、叙位・叙勲対応と幅広く、さらに国連総会の時期には国連の日本政府代表部でも応援勤務をさせていただいております。

今思うと、全てが今の仕事につながるかけがえのない経験だったと振り返ることができます。当時の仕事は守秘義務があることが多いため、こうした場面で学んだことについて、エピソードを交えて具体的に申し上げることは難しいということは、元自衛官でありました浅利議員にはご理解をいただけると存じます。ただ、例えば内政や選挙の分析に当たって、一次資料から読み解いていくという手法は、今回のコロナ対応でもWHOのレポートや政府分科会の資料の原典に当たって、むつ市の感染対策を構築するというやり方の基礎になっていると考えております。

また、外交でも厳しい場面に幾度となく遭遇いたしました。やはり国際社会の中では、付和雷同、これは許されず、自己主張なくして国家の利益を代表することはかなわないということを痛切に学んでおります。そうした経験から、権威や他の権力、同調圧力を気にすることなく、市民の皆様の声をしっかり伺い、それを形にするために、

信念を持って発信をしていくことを目指して現在取り組んでいるところでございます。

このほかにも、外務省時代はもちろん、国土交通省時代、さらにはその前の経験、そして市長になってからの6年間の経験の全てを現時点でのむつ市政経営に生かしているつもりでございます。今後もむつ市政とともに成長する市長でありたいと思っておりますので、浅利議員をはじめ議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） では初めに、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に対する予防対策等についてのご質問の1点目、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの特性並びに類似性は何か。また、同時流行が懸念される現状で、予防対策はどうなっているかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の一般的な症状は、発熱や喉の痛み、せきが長引くことが多く、強い倦怠感、呼吸困難を伴う肺炎等があります。一方、季節性インフルエンザの一般的な症状は、発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、合併症として肺炎とインフルエンザ脳症がございます。類似性につきましては、どちらの感染症も感染経路が飛沫感染で、発熱、倦怠感、せき、肺炎などの症状を呈するところでございます。

なお、予防対策につきましては、どちらの感染症も手洗い、マスクの着用含むせきエチケット、3つの密、密閉、密集、密接を避けることが有効であり、広報むつ及びむつ市ホームページにより周知を行っているところであります。

次に、ご質問の3点目、季節性インフルエンザの予防接種で、重症化のリスクが高い高齢者、小児及び妊婦に対し費用を全額助成しているが、接

種率向上が見られるかについてお答えいたします。本年の実績分でございますが、高齢者では接種者数5,234人で接種率は27.6%、昨年度が接種者数1,426人で接種率7.5%でございましたので、件数で3,808人、率にして前年比20.1ポイントの増となっております。小児については、今年度が接種者数730人で接種率15.4%、昨年度が360人で7.4%でしたので、件数では370人、率にして前年比8ポイントの増となっております。妊婦の皆様につきましては、昨年度の実績はございませんが、今年度は接種者数18人で、接種率は10.7%となっております。以上のことから、今般の助成により接種率の向上には一定の効果があったものと評価しております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ等の適切な予防対策について努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 高齢者に優しくないカタカナ語、ABC略語の氾濫する社会についてのご質問の1点目、公用文におけるカタカナ語、ABC略語の使用基準についてお答えいたします。市では、一般の社会生活における国語表記の目安、よりどころとして、国が定める「常用漢字表」、「送り仮名の付け方」、「外来語の表記」等に基づき、また青森県が作成した公用文作成の手引を参考にし、公用文を作成することとしております。その手引において、公用文の作成方針の一つとして、一読して分かる文章にすると定められており、市ではこれを踏まえて、公用文を作成する際には難しい文字や言葉を避けて、親しみのある表現をすることとしております。

高齢者の方をはじめ、市民の皆様にとってなじみがなく難解なカタカナ語やABC略語につきましては、できる限り分かりやすい日本語に置き

換えることとし、その趣旨が正確に伝わるよう努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

再質問に入りますけれども、まず3項目めのアメリカ大統領選挙に関連して再質問を1点させていただきます。

先ほどアメリカでの貴重な経験に裏打ちされた日米関係、国際関係等についてご説明、ご答弁をいただき、誠にありがとうございました。百聞は一見にしかずです。臨場感にあふれたご説明でしたが、この際もう一押し、勤務した期間はオバマ政権時と重なりますが、大統領やバイデン副大統領等政府の高官とお会いした経験はおありでしょうか。もしお会いしたとしましたら、どのような場面でお会いしたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当時はオバマ大統領とバイデン副大統領だったと思いますが、副大統領というのは必ずしも存在感があるわけではないので、すみません、見たことはございませんが、オバマ大統領には国連の演説中に拝見をさせていただいて、非常にスタイルがよくてハンサムで、映画スターのようなカリスマ性のある、そういう方だったなど。とても英語が上手で、聞き取りやすい演説だったなど記憶しておりますが、これ以降のことに関しては、一般質問ですので、市の一般事務の範囲を超えますので、答弁はこのぐらいにさせていただきますと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

全国あまた自治体がありますけれども、アメリカのニューヨーク領事経験者を首長というのですか、市長というのですか、に頂く自治体はむつ市をもって嚆矢とするところではないでしょうか。地方行政にもグローバルな視点が求められる現状

において、宮下市長には今後とも大いに期待しております。

次は、質問の第1点目に戻りまして、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に対する予防対策等についての再質問をさせていただきます。再質問の1点目ですが、今のところ鳴りを潜めています。今冬の季節性インフルエンザの発症状況及び今後の予想はどうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今冬の季節性インフルエンザの発生状況及び今後の予想ということですが、現状11月22日時点で、青森県発生というのが、インフルエンザはゼロということで報告を受けています。全国でも46件の発生ということで、極めて少ない状況にあります。昨年同期比でいきますと、去年は全国で1万5,390、もう既に発生している中で、全国で46しか今報告がないということですので、現状かなりインフルエンザの流行というものは抑えられているということだと思いますが、今後どうなるかは、我々にもちょっと予測は立て難いところがあります。

先ほど答弁したとおり、接種率が今回は高齢者の方々は無償にさせていただきました。また、小学生以下の子供たちも無償にさせていただきましたが、まだまだ接種率のほうが高い状況にあります。同時流行で一番困ることは、インフルエンザの患者がたくさんむつ総合病院に殺到して、検査がなかなかできなくなる。そのときにコロナが発生すると非常に困ったことになるということです。インフルエンザの予防接種はしっかりと高齢者の方々は受けていただいて、インフルエンザの重症化を防ぐとともに、全体の検査体制に協力していただくという観点からも、改めてこの場をお借りしてお願いを申し上げたいと思いますし、

ぜひ後援会あるいは支持者の皆様にも、市議会の皆様もそのようにお伝えいただければと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。インフルエンザは今のところゼロということで、誠に、これにこしたことはないのですが、ここで、これまでに行ってきたコロナ感染対策が季節性インフルエンザの発生を抑制するという、そういういろんなマスコミ報道等もありますけれども、実態はどうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

一般のインフルエンザの発生状況から鑑みまして、新型コロナウイルス感染症の感染対策として行われておりますマスクの着用、手洗い、3つの密の回避が基本的な感染対策となっておると考えておまして、これらがインフルエンザの抑制にも一定の予防効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。ここで、感染症予防の基本は3密を避ける、マスクの着用とせきエチケット、まめな手洗い、部屋の空気の入換え等々が言われておりました。市民生活の上で周知徹底は難しいと思います。そこで、学校、高齢者施設、その他各種集会等において積極的な指導を行っているかどうかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

感染症予防に係る必要な指導につきましては、既に町内会での会合でお話をさせていただいた実績がございます。なお、学校、高齢者施設等につきましては、業種別のガイドラインに基づきまし

て、適切に感染対策が講じられているものと認識しておりますが、今般改めまして介護福祉施設、障害福祉施設並びに保育施設及び幼稚園を対象に、本感染症について、懸案事項等の確認を含めて情報交換をさせていただくこととしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、11月21日に新型コロナウイルスの軽症者・無症状者向け宿泊施設をむつ市にも整備をとの要請について県からの回答がないと報道がありましたが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

また、このことも含め、コロナに関する一連の県の対応が後手に回っていると感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

現状におきまして、変化はございません。今後とも青森県と連携、協力し、整備に努めてまいりたいと考えてございます。

また、県の対応が後手に回っていると感じるが、どのように考えるかにつきましては、まさしく同様に感じているところでございますが、今後の対策においては必要な措置を適正に講じていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 県の対応がどうのこうのと言っても、県と連携を密にとしか言いようがないもどかしさを感じますけれども、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

次は、「今回のコロナ感染拡大の原因は何だと

思いますか」との民間の調査がありました。1が「G o T o」、キャンペーンとかトラベルとかいろいろありますけれども、G o T o 関連、2が「国民の気の緩み」、3が「寒さと乾燥」、4、「分からない」の順の回答結果が出ています。さらに、最近の報道で、広島県知事が「移動制限や営業自粛を含む徹底した対策で感染を抑え込む必要がある。そのほうが結果的に早急に経済を回復させることができる」と言っています。以前宮下市長は、今回のような事態を憂慮した発言をしていましたが、それが現実になってしまいました。今でもその認識に変わりありませんでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

感染症対策ですから、まず水際で防止するということが大切だと。ですから、移動を促すような施策というものは極力控えたほうがいいということだと思います。それに続いて、水際で防げなかった場合、むつ市内に感染症の方が来たとしても感染をしない仕組みをつくる。そういう意味では、あんしん飲食店とか事業所で徹底して消毒をすることによって、そこで感染が発生しないような仕組みをつくる。

さらには、感染者が仮にそれで出たとしても拡大をしないような措置を講じるということと、入院措置ですとか、軽症者待機施設の整備ですとか、そういうことが必要になるということは、これはもう感染症の別に権威でも、何か学者でも、専門家でも私はありませんが、一般的にコロナと向き合ってきて、全ての人たちが知っていることだと、常識になりつつあることだと思いますので、浅利議員が先ほど言っていたように、当時から私自身の考えということは変わるところはございません。

1つ追加をさせていただくと、「国民の気の緩み」というのは、非常に問いの立て方として不適

切だなというふうなことは感じます。恐らく浅利議員もそう感じていただいていると思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。宮下市長は、半年前、現在のコロナ禍の状況を予察しております。その先見性、洞察力は、危機管理を旨とするリーダーシップの発露以外の何物でもありません。今後とも宮下市長のリーダーシップに期待し、コロナ禍に負けないむつ市でありますことを切望し、次の質問に入ります。

次は、2項目めの質問、高齢者に優しくないカタカナ語、ABC略語の氾濫する社会についての再質問をさせていただきます。1点目、平成9年9月10日付で、厚生省が部内文書として「カタカナ語使用についての留意事項」として、「行政について国民一般に幅広く理解を得るため、厚生省の文書においてはできる限り国民にわかりやすく、誤解を避けるような用語を使用するよう留意するものとする」とあり、「文書におけるカタカナ語使用は極力避ける」としていますが、むつ市においてはどうでしょうか。先ほどご説明はありましたけれども、再度お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、市民の皆様には正確に情報を伝えるためには、誤解されない分かりやすい表現を使用することが重要であると考えております。そのため、文書を作成する際には、例えば「サービス」など、既に日常化され市民の皆様にも定着している言葉などを除き、分かりにくいカタカナ語についてはできる限り日本語に置き換えたり、日本語訳の説明書きを表記するなどし、市民の皆様には正確かつ簡潔に伝わるよう努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

もう一点、市役所の広報媒体として、LINE、ツイッター等SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを多用していますが、高齢者のスマートフォン等の普及率はどうなっているでしょうか。例えばスマートフォンを所持していても、高齢者はその情報を活用する技量、技術に到達すること自体が容易でないと思います。高齢者に対する情報提供に特段の配慮が必要ではないでしょうか。この観点から再度お尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

初めに、普及率についてでございますが、総務省が公表しております令和元年通信利用動向調査によりますと、個人のスマートフォンの保有者の割合は、全体では67.6%、年代別では60代が64.7%、70代が33.8%、80歳以上が11%となっております。また、インターネットの利用状況でございますが、60代が90.5%、70代が74.2%、80歳以上が57.5%となっております。これらの状況を踏まえ、市では広報むつやエフエムアジュールのほか、スマートフォン等を通じて、LINE、ツイッター、YouTube等のSNSにより、情報の発信を積極的に行っております。

ただし、高齢者の皆様をはじめ、スマートフォン等で情報を得ることが困難な方々も一定数はあると認識をしております。このような方々は、市民生活におきまして、必要とする情報を広報むつや市からのお便りを通じて得る機会が多いと思われます。使いやすさ、分かりやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントの活用や難しい言葉への注釈など、見やすく分かりやすい紙面づくりに心がけるほか、避難情報など緊急を要するものはエフエムアジュールやテレビのニュース等により対応してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。今回のカタカナ語とかABC略語等については、私も後期高齢者の部類に入りまして、一生懸命勉強はしているのですけれども、なかなか追いつかないという、そこら辺からお尋ねしたわけなのです。要望としまして、高齢者には介護、医療等十分お金をかけているので、これからもっと子供に予算をとという声もマスコミ等でちょいちょい流れております。私が今お願いしているのは、お金をかけることではなく、ちょっとした周囲の気遣い、思いやりが、ゆったりした住みよいまち、地域を形成してくれるのではないかとということであります。高齢者の皆さんも世間に置いてきぼりにされないよう一生懸命頑張っていますが、限界があります。そここのところを大きな心で包んで、渡る世間は優しい人ばかりのむつ市であってほしいと願うものであります。

宮下市長の元気は、むつ市民に希望を与えています。住みにくい世の中であって、高齢者に優しいゆったりしたむつ市をつくってほしいと要望し、これをもちましてむつ市議会第246回定例会の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） こんにちは。自民クラブ、佐藤広政でございます。むつ市議会第246回定例会にて、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。市長はじめ理事者の皆様には、明確な回答をよろしくお願いいたします。

市議会議員として活動させていただき、あつという間の1年目を迎えております。しかし、その1年を振り返りますと、いまだに世界中を席卷している新型コロナウイルス感染症に対しての危機管理、突破の1年のような気がします。いまだに謎の多い感染症ではございますが、世界の英知を結集して、少しずつではありますが、解明されており、ワクチン開発も進んでおりますが、日本国内は第3波に突入したという報道が連日されております。

当市でもいち早く感染症に対しての感染予防の対策を講じ、いまだに感染者ゼロを維持し、県内保健所管内で唯一感染者を出していない、発生をしていないということは、市長をはじめとする行政の皆様と市民の皆様の努力のたまものであるとご拝察いたします。

それでは、学校ICTの環境整備状況について質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、そして私たちの行動、意識、価値観にまで多方面に波及しつつあります。この影響は広範囲で長期にわたるため、感染終息後のポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆるニューノーマルに移行していくことが求められております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、例えばテレワーク、遠隔診療のように、世の中全体にデジタル化、オンライン化を大きく促進しております。

学校教育もその例外ではなく、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目

が集まっています。ビッグデータの活用等を含め、社会全体がデジタルトランスフォーメーション加速の必要性が叫ばれる中、これからの学校教育を支える基盤的ツールとして、ICTはもはや必要不可欠なものであることを前提として、学校教育の在り方を検討することが必要であると思います。

このような中で、学校は全ての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子供たちの居場所としての機能を担うことが求められております。また、家庭の社会経済的な背景や障害の状況や発達段階、学習や一人一人のキャリア形成など、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題になるのではないかと思います。また、学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度の活用や周知を図るべきであるという議論も持ち上がっております。

そこで、質問の1項目、2点お伺いいたします。1点目、第159回臨時会における議案第68号 財産取得についての答弁で、児童生徒へのタブレット端末は12月28日までに500台以上の納入予定とし、各学校に順次配備していくとのことでしたが、進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

2点目として、学校での授業を受けることが困難な児童生徒や、特性のある児童生徒へのICTを活用した学習支援について、どのように行われているのか。2点お伺いいたします。

続きまして、コロナ禍、ポストコロナにおける学校教育についてお伺いいたします。当たり前のよう存在していた学校に通えない状況が続いた中で、子供たちや各家庭の日常において、学校が

どれだけ大きな存在であったかということが改めて浮き彫りになりました。「勉強が遅れるのが不安」、「部活を頑張りたいのに」、「友達に会いたい」という声が日本中にあふれました。また、家庭における児童虐待の増加に関する懸念も抱かれており、学校という子供の居場所がないことで、多くの保護者が就労面で課題を抱えるとともに、子育てに関する負担が増大し、大きなストレスを抱えるようになったという指摘もあります。

こうした学校の臨時休業に伴う問題や懸念が生じたことにより、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達、成長を保障する役割や人と安心安全につながるができる居場所、すなわちセーフティネットとして、身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。

そのようなことを踏まえて考えますと、情報端末、教科書、ノート等の教材、教具を常時活用できるための教室用机や情報端末の充電保管庫等の整備の導入など、1人1台端末等に適した教室環境の整備を図るとともに、空調設備の設置等が、新しい生活様式も踏まえ、穏やかに学習できる環境衛生の整備が必要ではないのかと思います。

また、新しい生活様式を考慮すれば、現在40名学級ではソーシャルディスタンスを確保することさえ難しく、登校に不安を抱く子供や保護者もいるなどの意見があり、新型コロナウイルス感染症の不安が払拭し切れない状況下で学校教育を進めていくためには、教室内の過密状態を解消する必要があります。また、感染防止対策からだけでなく、一人一人に寄り添ったきめ細かな教育の保障という観点からも、早急に少人数学級が実施されるべきだなど、全国の教育現場から声が上がっていると言われております。

これを受けて、9月18日には萩生田文部科学大臣が記者会見で、「1人の先生に対する児童生徒

の数は少ないほうが教育効果はあるが、専門家でも意見は分かれている。そこにくみすることよりも、物理的に安心安全な学校をつくっていくためには少人数学級が必要だ」と発言をしており、また大臣は別の場所でも、「GIGAスクール構想と少人数学級を両輪として令和の教育をつくる。不転の決意で取り組んでいく」と発言をしております。

そこで、質問の2項目、2点お伺いいたします。1点目、教室での換気を改善するための空調設備やエアコンの設置についての所見をお伺いいたします。

2点目、身体的距離を確保するために少人数学級が議論されておりますが、所見をお伺いいたします。

続きまして、学校教育における今後の課題についてお伺いいたします。小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は、段階的には充実してきてはおりますが、特に特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ活動の充実の観点から、通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な席を導入し、学級活動や給食等については原則共に行うとするインクルーシブ教育が推し進められております。共に学ぶことを進めることにより、生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道徳教育の充実が図られるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことができるのではないかと思います。

近年の支援の必要な児童生徒の在籍者数の増加や障害の重度、重複化に対応した規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害への対応が問題になっております。特に医療的ケアが必要な児童生徒への対応については、安心して学校で学ぶこと

ができるように、また保護者にも安心安全への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが大切であるのではないかと思います。

また、小学校高学年担任制の導入に関しまして、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師のきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化を図るという目的で、小学校高学年からの教科担任制の議論もなされており、近いうちには実施に向けて、文部科学省の中央教育審議会から答申が出される見込みであります。全国的に見れば、兵庫県などは2018年度で469校が実施しており、また北九州市などを含め、全国では結構な数の公立学校が導入をしております。いずれ当市でも導入についての議論となるのではないかと考えられますが、メリット、デメリットはあると思われま

そこで、3項目め、2点質問させていただきます。1点目、医療的ケア児、特性のある児童の普通学級の受入れに当たっての課題は何か。

2点目、小学校高学年の教科担任制という議論、検討がなされているが、実施されるということに関して、課題は何か、所見をお伺いいたします。

以上、3項目6点、ご回答をよろしくお願いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

子供たちの教育環境の整備についてのご質問の1点目、学校ICTの環境整備状況について

ち、タブレット端末の配付状況についてであります。タブレット端末につきましては、既に11月中に全ての学校に納品されております。

今後のスケジュールといたしましては、学校内のネットワーク環境の整備工事等を行っていく予定となっております。その後端末のネットワーク設定等の作業を行うこととしております。また、教職員向けの取扱いマニュアルを作成し、使用環境が整う来年2月をめどに研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、学校での授業を受けることが、困難な児童生徒や特性のある児童生徒へのICTを活用した学習支援についてお答えいたします。まず、学校で授業を受けることが困難な不登校児童生徒に対してであります。むつ市教育研修センター内に設置しておりますむつ市適応指導教室に通室する児童生徒につきましては、同所に設置されておりますタブレット型の端末を活用して、必要に応じて学習支援を行うことが可能な体制を整えております。

一方、適応指導教室に通室できない児童生徒につきましては、各家庭のICT端末の保有状況及び通信環境等が異なることから、現状では各学校ごとにICTを積極的に活用して学習支援を行うことは困難な状況であります。

また、特性のある児童生徒へのICTを活用した学習支援については、授業の様々な場面でデジタル教科書やタブレット型端末の活用が図られ、写真や動画などを見ながら、学習内容をよりイメージしやすくするなどの支援の工夫がなされております。

これらICTは、どの児童生徒にも分かりやすい授業、いわゆる授業のユニバーサルデザインにつながり、特性のある児童生徒はもちろんのこと、全ての児童生徒に対する学習支援としても大いに活用されております。

次に、ご質問の2点目、コロナ禍、ポストコロナにおける学校教育についてのご質問のうち、教室内の空調設備やエアコンの設置についてですが、新型コロナウイルス感染防止に係る教室内の換気対策といたしましては、今年度市内小・中学校の全ての教室に扇風機を配置しております。エアコン等の空調設備につきましては、現在当市の1日の平均最高気温が学校環境衛生基準の28度を上回る日は限定的な状況となっていること等から、普通教室には設置していない状況にあります。

教育委員会といたしましては、まずは保健室へのエアコンの設置を優先的に進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、身体的距離を確保するための少人数学級についてであります。小・中学校の学級規模につきましては、児童生徒へのきめ細かな指導が可能となるといった教育の質の向上が期待できる点や教職員の長時間労働の軽減に資することから、一部学年において35人学級を実施しているほか、教職員の加配定数の拡充が進められるなど、これまでも徐々に引き下げられてきたところであります。

さらに、今般の新型コロナウイルスを取り巻く状況を踏まえ、今年7月、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体が文部科学大臣に対し、公立小中学校において少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を連名で提出したほか、内閣が開催する教育再生実行会議のワーキンググループにおきましても、少人数学級導入に向けた議論が進められているところであります。しかしながら、その実現のためにはどのように教職員を確保していくのか、また感染症対策を行う上での適正な学級規模はどの程度であるのかなど、多くの課題があるものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、このような実情

を認識しつつも、少人数学級の早期実現のため、引き続き粘り強く国や県等への要望を行ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、学校教育における今後の課題についてのうち、医療的ケア児、特性のある児童生徒の通常学級への受入れに当たっての課題についてであります。当該児童生徒の通常学級への受入れに当たっては、個別の支援や集団の中での指導など、状況に応じた教育的配慮が求められます。むつ市では、人的支援が必要な学校にスクールサポーターを配置、児童生徒一人一人の教育的ニーズに沿って支援に当たれるよう、支援体制の充実に努めているところであります。

今後もインクルーシブ教育システムの視点から、共に学ぶ場を保障するとともに、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに寄り添い、適切な支援体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、小学校高学年の教科担任制の課題についてであります。文部科学省の諮問機関、中央教育審議会の初等中等教育分科会は、昨年12月に「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」で、教科担任制についての方針を取りまとめました。

教科担任制とは、各教科を専門の教員が教える指導体制であります。令和4年度をめぐり、小学校5、6年生において本格的に導入すべきとしております。教科担任制の導入によって、教員の専門性を高めて授業の質を上げるという点と、授業準備の負担を軽減し、働き方改革につなげるという点がメリットとして挙げられておりますが、相応の人員配置が必要であることが課題であると認識しております。

今後につきましては、現在むつ市において、理科、外国語など、教科によって教科担任制を導入している学校もありますことから、その取組によ

る成果を生かしつつ、今年度末にも出される見通しの中央教育審議会の答申も踏まえまして、教科担任制への対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご回答ありがとうございます。換気のための空調設備、エアコンの件に関しましては、安心安全に学びの環境を整える意味からも必要な措置であり、ぜひできる限り前に進むような施策をしていただきたいと思います。先ほど保健室という形になりましたが、文部科学省の28度平均ではないという、同意、同調のような言葉ではございます。むつ市の子供たちの感じる暖かさ、暑さというものは、やはり全国平均ではできないと思いますので、ぜひともむつ市の子供たちを守るために、むつ市独自の、同意、同調の28度ではなく、きちとした形で子供たちに対応できるような柔軟な考えをしながら、予算のかかることではございますが、以前にもお話ししましたが、教育行政には見えないお金がかかりますが、ぜひ未来のある子供たちのためによりよく進めていただきたいと思います。

次に、少人数学級についての所見に関しまして、先ほどもご報告がありましたように、現時点で35人学級をしているということではございます。ただ、いまだに文部科学省では議論中のことではございますが、少人数学級化を求める教育研究者有志が少人数学級に賛同する18万人もの署名を文部科学省に提出したという報告もございます。実施ということになれば、先ほどもお話ししましたように、様々な人間的な問題等がございますが、実施された場合、ぜひとも前向きに考えて、子供たちのためにお願いしたいと思います。

そして、次に医療的ケア、特性のある児童生徒の普通学級の課題に関しましては、インクルーシブ教育には、特別な教育課程の編成方法や個別の

教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、特性に応じた指導方法、自立活動を実践する力、特性のある児童生徒の保護者の支援方法等に関する専門性が必要になります。このようなことを鑑みると、指導担当する教師の人数が圧倒的に少ないのが現実だと思います。オンラインなどを活用した研修会を利用して教師の育成を図り、特別な支援の必要な児童生徒に対しての学びの場を提供していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、教科担任制の見解、大変詳しくお話をさせていただきましてありがとうございます。現時点でもうそれに近いような形の授業をしているという学校があるということで、初めて知りました。英語、算数、理科が担任制の教科として挙げられておりますが、ぜひとも実施の際には教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を心がけ、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化を図っていただきたいと思っております。

それでは、再質問に入らせていただきます。先ほどタブレット端末配付の件でご答弁いただきました。全台数がもう納入されたということでございました。予定よりも大分早かったということは、大変皆様が努力なされたことで、大変すばらしいことだとは思っておりますが、ただまだ通信環境が追いついていないようです。

春、新年度にはしっかりとした運用が開始されるというお話ではございますが、そこで再質問させていただきます。小学校3年生以上に配付された後のタブレットは、校内使用だけなのでしょうか。それとも自宅にも持ち帰ってもいいものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

1人1台のタブレット端末ということで、国ではGIGAスクール構想というふうなことで進め

ておりまして、それに全国の各自治体はその事業化をして、今整備に努めているというふうな状況でございます。

いずれにいたしましても、児童生徒の皆さんに取りあえずは3年生以上というふうなことでございますが、タブレット端末を配付するということにはなりません。

ただし、現時点においての活用方法につきましては、やはりまだ1人1台端末というふうなものが、まずその授業そのものが緒に就いた、あるいは就くというふうな段階でございますので、あくまでも現時点におきましては学校における学習が主になるものと、このように想定してございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。

もう一度同じような質問をして大変恐縮ではございますが、今のお話では、一応学校内ということになってはおるのですが、実を言うと、先日5月28日のむつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の記者会見で、市長が「オフラインでもレディネスの確認ができる。家庭のWi-Fi環境に関係なく学習を振り返ることができる」というお話をしておりました。学校と自宅の両方でタブレット端末を活用すると私は取ってはおったのですが、これは持ち帰ることだと思っておりましたが、一応また再度ご質問させていただきます。やはり現時点では持ち帰ることはできないということなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

タブレット端末につきましては、家庭への持ち帰りによる復習あるいは学習方法、そのようなことが考えられるわけですが、運用がまだ始まっていない現時点において、セキュリティーの問題であるとか、あるいは故障した場合にどうす

るのかというふうな、そういう細かい部分の対応というふうなものも考えられるということもまずございます。

ただ、タブレット端末というふうなものの活用の方法の一つとして、やはり学校でも使い家庭でも使えるというふうな、そのような、ある意味それによっての学習の機会、あるいは学習の幅が広がるという観点においては、将来的には家庭での使用というものも視野に入ってくるものというふうには考えてございます。

いずれにいたしましても、そういうふうな課題を一つ一つ洗い出し、そしてそれを解決しながら、そのような形に進めていくというふうなことをまず現在は考えているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） 分かりました。現時点ではということで、運用が始まったばかりだということなので、手探りの状態だということなので、そのような形になっているということで、分かりました。

我が国の日本型教育は、正解主義や同調圧力への隔たりから脱却して、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等最先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられるSociety 5.0時代が到来しつつある今、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となることができるように、その資質、能力を育成することが大切であると思います。ぜひともICT、タブレット端末を利用し、自宅での使用を早く実現して、子供たちの教育の場をしっかりとした形で支えていただければと思

ます。

続きまして、学校での授業の困難者について再質問させていただきます。先ほどお話をいただきましたように、現時点ではICTではやってはいませんが、教育研修センターのほうで可能だということではございます。そのような形で、今これからICTのタブレット端末が配付されることによりまして、先日、去る11月24日付の新聞に掲載されておりましたが、「不登校の小中学生 自宅でオンライン学習 出席扱い 学校増加」の記事がありました。現時点では、各学校長に判断を委ねているということではございましたが、これでは公平性に欠けると思います。

そこで、教育委員会では、タブレット端末による学習によっての出席扱いに対してどのような所見をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、自宅でタブレット端末なりを活用すると、ICT等を活用した学習活動に対しましての出席扱いはいかに、というふうなことでございます。これにつきましては、教育委員会のほうとしても意識は当然しているところでありまして、去る平成30年12月に教育委員会と校長会との合同会議を開催しております。この際に出席扱いについても議論がされたというふうなことになっておりまして、まずは学校間の格差が生じないように、教育委員会で基準を定めまして、最低でもむつ市内の学校での格差というふうなものが生じないように、そのような基準を定めまして、そしてそれに基づいて、やはり各学校の校長に判断をしていただくというふうなことが望ましいものというふうに考えております。そのようなことから、出席の取扱いの基準案というふうなものも取りあえずはお示しして、そして議論したという経緯がございます。

例えば議員も先ほど11月24日付の新聞の記事のことを引用されておりましたけれども、記事にも若干書かれております、その条件というふうなものです。まずは、児童生徒と保護者、学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていると。そして、校長が必要であると認めた場合であるというふうなことがまず1つ条件としてある。それから、学習内容そのものは在籍校の教育課程に沿ったものであると。そして、それ自体が計画的なプログラムによる学習が可能であることというふうな条件が1つあると。そして、教員や教育相談室の相談員、こちらによる対面指導をやはり週1回は行うというふうなことが基準案というふうなことで示してございます。

そのようなことから、今後国の動向等も踏まえながら、必要に応じまして、市内の小・中学校に対してこの基準をお示しして、そしてむつ市の取扱いというふうなものをきちんと定めていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。今後1人1台の情報端末になると思いますので、ぜひとも公平性を確保した形で、学習した成果を出席という形で評価され、目的を達成できたことが大きな自信につながり、学校から認めてもらえたという実感が将来の進路にポジティブに働くことによつての自信にもつながればいいと思います。

文部科学省で先ほど教育長のほうからお話がありました策定されたものに関しましては、7つの指標等もありますが、ぜひとも柔軟な考え方で対処していただき、そして公平性を持った形で進めていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

これからの学校教育を支える基本的ツールとし

て、ICTは必要不可欠なものではあるが、教育効果を考えながらICTを活用することが重要であり、ICTを活用することのみが目的化しないようにするとともに、旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏ったICTの活用に限らないように注意するとともに、ICTの活用により空間的、時間的制約を緩和することで、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険に注意し、その活用方法について、教師と児童生徒との具体的な関係の中で、しっかりと見極めて、AI技術が高度化に達するSociety5.0時代にごそ教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域社会での多様な体験活動の重要性がより一層高まっていくものであり、教師の方々には、ICTを活用しながら、協働的な学びを実現し、多様な他者とともに、問題の発見や解決に挑む資質、能力の育成に努め、一斉授業か個別学習か、履修主義か習得主義か、デジタルか対面、オフラインかといったいわゆる二項対立に陥ることなく、どちらかを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達段階や学習場面等により、どちらのよさも適切に組み合わせて生かしていく思いを持って臨んでいただきたいと思っております。

都市化や過疎化等により、地域の社会関係資本が失われ、家庭や地域の教育力が低下する中で、本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられるようになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担を増大させている現状の中、学校における新型コロナウイルス感染症対策のための指導上の工夫や消毒の対応により、教師の多忙化にさらに拍車がかかっているのではないかと考えられます。

学校の役割が過度に拡大していくとともに、直面する様々な課題に対応するため、教師は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊しており、教師の加配等の施策をしていただき、子供たちの教育の場、

教育環境の格差をなくし、未来をたくましく開く子供たちを誰一人取り残すことのない令和の日本型学校教育の構築を目指していただきたいと思います。

キング牧師の言葉で終わらせていただきたいと思います。「知性プラス個性、それが真の教育のゴールだ」。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月5日及び6日は休日のため休会とし、12月7日は工藤祥子議員、佐賀英生議員、杉浦弘樹議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時31分 散会